「第7期長崎県障害福祉計画・第3期長崎県障害児福祉計画」素案に対するパブリックコメント対応一覧

- 1.パブリックコメントの期間 令和5年12月13日(水)~令和6年1月10日(水)
- 2. 意見件数 3件
- 3. 意見への対応区分の内容

対応区分	対応内容	件数
Α	案に反映させるもの	1
В	案に既に盛り込まれているもの、案の考え方や姿勢に合致し、今後、作成・遂行の中で反映させていくもの	0
С	今後検討していくもの	0
D	反映が困難なもの	1
Е	その他	1
合計		3

4. 提出された意見の要旨及び県の考え方

第3章 重点的に取組む施策

- 1. 成果目標と目標達成のための方策
- (4)福祉施設から一般就労への移行 P49

NC	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
ı	A	素案49ページ○の2つ目に、国が推進している共同受注窓口組織の活用を明記し、下記のとおり加筆願いたい。 ~を実現するために、長崎県障害者共同受注センター等の 共同受注窓口組織と連携し、各種研修会の開催や~	ı	ご意見について、計画案に反映いたします。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 P54·55

NO	対応区分	意見の要旨	件数	意見に対する考え方
2	D	サービスの質の向上のために、第三者評価制度の活用を 記述するのであれば、受審の際の補助金の創設も記載すべ きではないか。	I	第三者評価制度の活用は、福祉サービス事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的としており、障害のある方にとって、より適切なサービス選択が可能となるだけではなく、施設利用者等からの信頼の獲得及び向上につながるなど、事業者にもメリットがあるものと考えております。 ご意見をいただきました受審費用の補助につきましては、受審が義務化されていない中で、県独自の補助制度の創設は難しく、現段階において、計画への反映は困難と考えております。 県としましては、未受審の事業所に対する広報啓発に努めるとともに、受審が進まない要因を分析するなど、引き続き、受審拡大につながるような取組を進めてまいります。
3	E	文中の「指導監査」は「実地指導」の誤りではないか。	I	障害福祉サービス事業所等を対象とした実地 指導、一般監査及び特別監査を包括し指導監査 と表記しております。